

議案第16号

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

保健センター医療管理者

 を

保健福祉センター医療管理者

 に改め、
」

同表小中一貫教育検討委員会委員の部、名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）
）保存活用計画策定委員会委員の部及び大田原市民大学企画運営委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。